

新型コロナウイルス感染症対策
特別委員会記録

令和2年10月9日

【開催日】 令和2年10月9日

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午後1時30分～午後2時40分

【出席委員】

委員長	高松秀樹	副委員長	山田伸幸
委員	伊場勇	委員	水津治
委員	長谷川知司	委員	藤岡修美
委員	松尾数則	委員	宮本政志
委員	吉永美子		

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	小野泰	副議長	矢田松夫
----	-----	-----	------

【執行部出席者】

副市長	古川博三	総務部長	川地論
総務部次長兼人事課長	辻村征宏	総務課長	田尾忠久
市民部長	川崎浩美	環境課長	河上雄治
福祉部長	兼本裕子	福祉部次長兼社会福祉課長	岩佐清彦
福祉部次長兼健康増進課長	尾山貴子	経済部長	河口修司

【事務局出席者】

事務局次長	石田隆		
-------	-----	--	--

【付議事項】

- 1 新型コロナウイルス対策本部会議の報告について
- 2 要望書の作成について

午後1時30分 開会

高松秀樹委員長 それでは新型コロナウイルス感染症対策特別委員会を始めます。本日は、最初に、新型コロナウイルス対策本部会議がございましたので、その報告からお願いいたします。

田尾総務課長 それでは、昨日行われました第23回山陽小野田市新型コロナウイルス対策本部会議の報告をさせていただきます。まず1番の現状の報告について、健康増進課より報告させます。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 最初に、健康増進課から県内及び市内の感染状況について報告させていただきます。お手元資料の1ページを御覧ください。県内の感染者数は206名です。うち、入院患者数が7人、そして市町別は御参照ください。山陽小野田市は66件です。PCRの検査状況が1万250件、そして相談件数が4万6,491件です。2ページ、3ページをお開きください。前回の対策本部会議において61例目まで御報告させていただいております。それ以後の報告ということで62例目、63例目以降になりますが、62、63例目は、双方の濃厚接触という形となっております。64、65、66例目は、県内198例目、宇部市の方ですが、この方の接触者ということで陽性確認をされております。昨日時点の状況ですが、本市の入院患者数は2名というふうに聞いております。健康増進課からは以上です。

田尾総務課長 それでは、次第の2、10月12日から11月末日までの施設利用についてということで総務課から御説明させていただきます。資料の4ページを御覧ください。山陽小野田市では、10月11日まで屋外施設、屋内施設、両方とも収容率の50%以内ということで利用制限を設けておりました。これを10月12日から11月末日まで、国の指針に基づきまして、1番が利用条件になりますが、大声での歓声、声援等がないことが前提としうるものに限ります。大声での歓声、声援等が想定されるもの、これらは収容率の50%以内となります。つきましては、ロックコンサートやスポーツイベント等は収容率の

50%以内ということにさせていただきます。この条件に加えまして、一部を制限する施設を下記の表に一覧で挙げております。まず、1番、市民部の市民体育館のトレーニングルームですが、これは10月11日まで利用制限を課しておりましたが、トレーニングルームは解除いたして、今までどおり自由に使えることになります。それから、不二輸送機ホールのスタジオ、10月11日までは利用休止でございましたが、利用人数を2人まで、1利用当たり2時間以内ということで利用できるようにいたします。それから市民館の調理室、こちらは10月12日から利用制限なしということで使えるようになります。続きまして、4番、福祉部のスマイルキッズです。プレイスペースに限りましては、10月11日までは午前午後の二部に分けまして10組の予約制といたしておりましたが、12日からは午前午後の二部に分けまして30人までの予約制ということで緩和をいたします。これはお子様が大声での歓声が上がるとい施設ということで、定員が60人で、その2分の1の30人とさせていただきます。また、キッズキッチンですが、これは引き続きプレイスペース利用時間のみの開放とさせていただきます。続きまして5番、経済部の勤労青少年ホームの音楽室です。11日までは利用中止でしたが、こちらも利用人数は2人まで、1利用当たり2時間以内ということで制限を緩和しております。続いて、6、7、8、教育委員会、まず公民館の調理室です。調理室に限りましては、利用制限を設けておりましたが、こちらは利用制限を解除いたします。サウナに関しましては3人までの利用としておりましたが、引き続き3人までの利用ということで制限を設けさせていただきます。最後に中央図書館です。半分の利用に限っておったところ、利用制限をまず個人席の解除いたします。DVDの視聴ブースに限りましては、個人ブースの5分の3が利用不可のところを解除いたしまして、複数人ブースだけ利用不可ということで緩和をしております。以上が10月12日から11月末日までの施設利用の方針ということです。以上でございます。

高松秀樹委員長 お手元にある本部会議の次第の1の現状の報告についてと、

2の施設利用について、この二つの説明を受けましたので、質問等があれば受け付けますが、いかがですか。

藤岡修美委員 施設の利用制限が緩和されたということですが、以前の制限内容で、現実に今ここに記述してある施設の利用状況っていうのは把握されていますか。

田尾総務課長 対策本部にて利用状況の報告等はございませんでした。

長谷川知司委員 それは一つに周知の方法があると思うんです。どういう形で広く市民に周知するか、それをどのように考えているか教えてください。

田尾総務課長 周知の仕方は以前と同じで、ホームページや広報を通じて周知させていただいております。方針は変わっておりません。

長谷川知司委員 広報というのはいつの広報でこれを周知されますか。

田尾総務課長 10月15日号の広報です。報道機関におきましては昨日発表させていただいております。

吉永美子委員 そういった広報をしてもらわんといけんわけですが、例えばトレーニングルームといったところは、団体はある面、市から団体の方にかというやり方もまた別途あるかもしれませんが、個人的なところとかというのは、例えばトレーニングルームの入り口とかに貼って、今度解除になりますよっていうこととかのお知らせなどは具体的にされるんですよね。

田尾総務課長 当然、各施設において周知させていただきます。

松尾数則委員 音楽室は2人と書いてあるんですが、部屋に入るのが2人とい

う意味ですか。

田尾総務課長 2人が入るという意味でございます。

高松秀樹委員長 主な利用条件のところで大声での歓声、声援等っていうのは、これは恐らく観客席の話だと思うんですけど、例えばカラオケ大会というのは、どちらに当たるんですか。100%に当たるんですか、50%に当たるんですか。

田尾総務課長 下のほうの大声での歓声が想定されるものに入ると思われます。50%以内、2分の1ですね。

高松秀樹委員長 それは一律に行政が決めるんですか。それとも主催者と打合せをして歓声、声援があるかないかを確認した上で決めるんですか。

田尾総務課長 これは国の方針でございますので、これに基づいて、例えば、飲食店関係のガイドラインが改正されて、カラオケ等に限ったら2分の1に限るといようなことが発表されるものと思われます。

高松秀樹委員長 だから国の方針もカラオケ大会等は、この50%以内ということになっているということですか。（「そういうことです」と呼ぶ者あり）分かりました。

山田伸幸副委員長 公民館等に付随している体育館は、これでいうと制限はないということだと思うんですけど、まず、それを確認させてください。

田尾総務課長 イベントによるものと思われます。大声での声援等が想定されるものは2分の1になろうかと思われます。

山田伸幸副委員長 実際には、客ではなくて、プレーをされる方同士がやはり

非常に大きな声を出される。自分たちのプレーに対して声援を上げたりしているわけですが、そういうことが想定される場合も、この50%ということなんでしょうか。

田尾総務課長 そのとおりだと思います。

長谷川知司委員 この表以外の施設はどのようになっているんですか。

田尾総務課長 先ほども申しあげましたように、1番の利用条件に基づいて大声が想定されないものに関しては100%以内、されるものに限りましては50%以内ということになります。

伊場勇委員 利用者の情報、名前や住所等は、今までどおり記載して確認をするということで間違いはないですか。

田尾総務課長 今までどおりということになります。

山田伸幸副委員長 非常に曖昧な表現がされているんですが、大声での歓声、声援というふうになっていますが、これはどうやって見分けるんでしょうか。

田尾総務課長 これは国のガイドラインでございますので、これに基づいて、それぞれの業界がガイドラインを作っていく、改正していくということになろうと思います。

高松秀樹委員長 つまり、ガイドラインにある程度例示がしてあるってということなんでしょう。

田尾総務課長 例えば先ほどのカラオケとか飲食店については、飲食店関係のガイドラインが改正されるはずなんです、国のこの方針に基づいて。う

ちの市の公共施設は、この方針に基づいて、先ほど申しましたように、大声が想定されないものは100%、されるものは50%ということでございます。それぞれの業界においてガイドラインがございますので改正されるものと思います。ですから、曖昧なところは、それぞれのガイドラインを見て、それぞれの業界にお尋ねいただきたいと思います。

高松秀樹委員長 ほかにいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）なければその他の説明、報告をお願いします。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 その他の中で健康増進課から3点ほど御報告と依頼をさせていただきますので、その件について御説明させていただきます。5ページを御覧ください。御存じのとおり地域外来・検査センターを設置いたしましたので、その説明をさせていただいております。ただ、この仕組みについては、先日の補正の委員会で説明しておりますので割愛させていただいてよろしいでしょうか。

高松秀樹委員長 はい、いいです。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 2点目といたしまして7ページです。これは情報提供ということで、山口県予防保健協会から新型コロナウイルスPCR等検査の自費診療を開始したという連絡がありましたので、こちらを御報告させていただいております。この度、予防保健協会が山口大学と連携して、自費診療を開始されることとなっております。1の日程のところを御覧いただくと、7日から一応原則として毎週水曜日と、それと対象者のところですが、当面は企業や団体から依頼があった方、ビジネス海外渡航のための陰性証明が必要な方を対象としているということです。3の実施方法の(2)を御覧いただくと、電話で予約ということで1日当たり最大26検体、毎週水曜日の午前9時から正午まで、実施場所は非公開となっております。金額ですけれども、8ページを御覧ください。PCR検査の場合は2万5,000円の税別、抗原定量検査の

場合は9,800円の税別となっております。こちらに関してはもう、これを報告させていただいたというところですので、それと3点目といたしまして、9ページを御覧ください。この冬、新型コロナウイルスとインフルエンザの同時流行が非常に懸念されているということで、インフルエンザワクチンの接種についての御依頼をさせていただいております。9ページは、国が出している資料ですが、10月1日からは、取りあえず65歳以上の方と定期接種対象者の方を優先的にということで御案内しております。よって、特に高齢者の方に今、健康増進課でもいろいろな形で周知はしておりますが、各窓口だとか各行事でも周知をしていただきたいということをお願いさせていただいております。そして、10ページを御覧ください。この度、県が生後6か月から小学6年生までのインフルエンザの予防接種の費用の助成を行うこととなっております。こちらについても、各小学校、幼稚園、保育園と全て保護者宛ての文書を出す予定にはしておりますが、これもまたあらゆる場面で周知をお願いいたしますということで依頼を掛けております。健康増進課分は以上です。

高松秀樹委員長 以上3点その他3点について質問があればお願いします。

宮本政志委員 資料の5ページの7番なんですけど、検査自体の自己負担はなしってこれは分かるんですけど、この次の括弧の診療情報提供料、院内トリアージ実施料っていうのは簡単にどういったもので、負担がどれぐらい生じるものですか。大体でいいです。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 すいません。資料のどこに入れたかが分かりませんので、後ほど回答させていただきます。

高松秀樹委員長 調べておいてください。その他の質問。

山田伸幸副委員長 9ページの季節性インフルエンザワクチン接種のことで、ホームページを見ると経費が1,490円となっているんです。実際に

は、インフルエンザワクチンは大体2,500円以上するものだと思います。この1,490円をよく見ると、障害の手帳を持つことが条件であるようなふうに書いてあるんです。これは私も間違えたんですけど、そういう問合せは、来ておりませんか。

尾山福祉部次長兼健康増進課長　そういう問合せは、こちらでは受けておりません。

山田伸幸副委員長　私自身がしたんですけど、これについては。私は、医師の指示があってワクチンを接種しなさいということで接種したんですが、その際に2,500円以上の経費を払ったんですけど、ホームページを見ると1,490円でいいんだというふうな書き方がしてあったんです。あれは非常に紛らわしいので、それは是非注意をして、もう少し分かりやすく表示されたほうがいいんじゃないかなというふうに思いました。そういうふうにも広報にも出ています。

尾山福祉部次長兼健康増進課長　掲載方法については、中でもう1回検討したいと思います。

高松秀樹委員長　先ほどの副委員長の質問についてはまだ調べよるんですね。もう少ししたら1回休憩を取りますので。ほかに。

宮本政志委員　多分答えにくいと思うんですけど、今日、山形大学が対面授業を始めたよっていうニュースがお昼にあったんですけど、今の理科大の授業の状況はどうでしょうか。

古川副市長　理科大も対面授業が大分出てきまして、特に実験関係は対面が大分出てきておるといような報告は受けております。

尾山福祉部次長兼健康増進課長　申し訳ございませんでした。先ほどの御質問

の初診料だとかトリアージ実施料が大体幾らぐらいかということですが、初診料が288点、2,880円、再診料であれば740円、院内トリアージ実施料が3,000円。ですから、この辺は保険診療になりますので、その方の保険によってその3割負担になるか1割負担になるかというのはそれぞれになります。

高松秀樹委員長 この院内トリアージ実施料というのはどういう料金になるんですか。院内でトリアージして、その料金でしょうけど。分かりますか。せつかくの機会なんで。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 申し訳ございません。正確に詳しく説明となるとちょっと違ってしまいかもしれませんが、この検査が必要かどうかをトリアージするというような形で解釈しております。

山田伸幸副委員長 もうすでにこの事業は月曜日からスタートしているんですが、今現在、受診件数等が分かればお答えいただきたいんですけど。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 現在までで5件ほど利用があります。

山田伸幸副委員長 思った以上に少ないんですが、これは医師の指示が必要だということなんですが、検体を採取する医療機関がまだまだ足りないということはないですか。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 まず1点目、議員おっしゃいましたように、登録医療機関の判断が必要ということです。その判断する登録医療機関が足りないのではという件に関しましては、現時点では、足りてないからこの5件というふうな見方はしておりません。ただ、これは補正の委員会のおきも申し上げましたが、こちらについては、徐々に登録医療機関数を増やしていく予定にしておりますし、その準備も整いつつありますので、もう少しすればもう少し増えてくるという形です。

山田伸幸副委員長 登録医療機関は、そんなに簡単ではないというふうに聞いております。やはり、当初の説明では、車で患者に待っていただくとか、別室を準備できる医療機関はそこに案内をするだとか、あるいは、よそのやり方としては、テントなどを設置して、そこで待機してもらうなどいろいろやられているんですが、この辺が市内の登録医療機関は、きちんとされた上で登録しなくちゃいけないので、かなり大変だというふうな話を聞いたんですけど。どうなっているんでしょうか。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 まず、市が登録をする上で、こういう体制が整備できていないと登録しないというような縛りは一切ございません。あくまでも、各病院の先生方が自分のところで検体が採取できる状態が整っているということで、手挙げをしていただいたところを登録させていただいているということです。

吉永美子委員 前回なのかな、委員会で登録医療機関についてお聞きしたときに、条件はないというふうにおっしゃっていたということは、登録医療機関になりやすいと思うんですが、なかなか手を挙げちゃないという実態があるのかということと、今の数を教えていただいてもいいんだったら教えてください。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 まず、なりにくいかどうかということに関して、最初に、少数の医療機関で始めたというようなお話はさせていただいたと思いますが、これはちょっと医師会の考え方としてもあったところなんです。最初からどっと広げてやるよりも、まずは今まで協議に加わっていただいたような医療機関でやってみて、課題とかを洗い出してから広げていったほうがやりやすいんじゃないかということもあって、少数から始めているところなんです。次に件数ですけれども、こちらは現段階では非公表ということでお許してください。

伊場勇委員 自己負担のところでは少し疑問に思ったんですけど、体調に不安がある方が病院に行って、それが登録医療機関であれば、そのままスムーズに行くと思うんですが、そうじゃなくて掛かり付け医になったときに、再診料とかいろいろなお金が掛かりますよね。で、掛かり付け医が登録医療機関じゃなければ紹介されますよね。そっちでもまたそういった初診料とかが取られるということはもうしょうがないことだということなんでしょうか。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 掛かり付け医が登録医でない場合に登録医に紹介されるパターンとして大きく二つあると考えております。まず一つは診察をされた上で検査が必要という場合、それに関しましては、今おっしゃられましたように、診察料だとか、その辺が再度掛かってくると思われまして。ただ、掛かり付け医に掛かられるときに事前に電話というのをされますので、例えば電話の段階で、ある程度先生が聞き取りをされて、電話で登録医療機関へ依頼された場合には、この辺の費用は発生しないのではないかというふうに考えております。

伊場勇委員 例えば、味覚障害とか、そういうところがあったら、まず電話で掛かり付け医に問い合わせるっていうことが望ましいというか、そのほうがいいということですか。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 はい、発熱も含め何らから御自分がコロナかなとか心配な方は、まずは電話をしていただくというところは、こちらでも周知していきたいと考えております。

水津治委員 10ページの県の事業でありますインフルエンザ予防接種費用助成事業ですね。これはもう既に予防接種をされた方、これは県がどのように県民に周知されたかという時期もあると思うんですが、医療機関がこのことを知っておられれば無料ということもその場で分かると思うんですが、そういったことについて懸念されるのが、もう既に予防接種を

された方が実費で払っておられるんじゃないかなということで、これについてお尋ねします。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 まず、たしかこの事業は、県のこの度の補正でというふうに聞いておりますので、周知が始まったのは最近のことだというふうに認識しております。遡りがあるかどうかは確認をしてお答えします。

藤岡修美委員 インフルエンザワクチンについて質問します。インフルエンザも感染防止は、ソーシャルディスタンス、マスクの着用、手洗いということで、これはコロナと一緒になんですけど、多分、今コロナ対応でこれらをやっているんで、かなりインフルエンザが減ってくるっていう情報もあります。市のスタンスとしては、このインフルエンザワクチンは勧めるということですか。ワクチンは必ずしも発病を防ぐわけではないとあります。その辺ちょっとお聞きしたいんですけど。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 強制ではございませんが、できれば多くの方に接種していただきたいと考えております。

山田伸幸副委員長 検査センターの役割のことでお伺いしたいんですが、心配な方が掛かり付け医で相談されますよね。そのときに検体採取は別の病院ということになったときに、高齢であるとか、あるいは生活困窮とかで、そこまでタクシーで行くのが難しいというような状況もあるんじゃないかなというふうに思うんですが、そういった場合、どのように対応されるのでしょうか。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 現在、市内の中にある程度満遍なく登録医療機関があるとは考えております。ですから、例えば、極端な話ですが、もう2キロ先でもタクシーでないと難しいというような方の対策まではちょっと現時点では考えておりません。

高松秀樹委員長 そのほかありますか。いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）
その他のその他があるんですよね。あるけど、この委員会が30分過ぎ
たんで、ここで換気のために5分間休憩します。2時7分に再開いたし
ます。暫時休憩します。

午後2時2分 休憩

午後2時7分 再開

高松秀樹委員長 それでは委員会を再開いたします。まず答弁漏れがありまし
たので、そこから行きましょうか。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 先ほど、県のインフルエンザ予防接種費用助
成事業に関して、既に受けられた方という御質問がございましたが、
今、県に確認いたしましたら、まず1点目、償還払いは行っていないと。
ただ、インフルエンザは大体10月から始まります。9月末には事前に
県から県の医師会のほうにもう通知をされているということでしたので、
ほぼ、お金を払って受けられている人は考えにくいという回答を頂いて
おります。

高松秀樹委員長 よろしいですか皆さん。それでは、その他、どうぞ。

川崎市民部長 市民部から御報告させていただきます。先月、新型コロナウイルスの感染防止対策の新しい取組として、感染防止対策取組宣言をされた飲食店にステッカーを配布するという応援制度を始めさせていただくという御説明させていただいたと思います。その進捗状況を報告したいと思います。9月15日から周知活動を始めました。市と小野田商工会議所、山陽商工会議所、小野田料飲店組合の4者が共同で周知活動を始めました。そしてその後に随時、宣言が市に対して出されておまして、

10月7日時点で宣言店舗数は33件でございます。これを順次、市で内容をチェックして、9月30日から宣言のあった店舗に出向いて、宣言された内容がきちりと対策が取られているかを確認いたしまして、ステッカーを順次配布しているところでございます。昨日現在で21店舗に配布済みでございます。確認に出向いたお店はいずれもしっかりと対策が取られておりました。中には必須項目以上のオプション項目にも取り組もうと必要な備品を今発注中であるという店舗もございました。以上、報告でございます。

高松秀樹委員長 今の報告について質問はありますか。なければ報告は以上でいいですか。はい、もう1点どうぞ。

河口経済部長 経済部から山陽小野田市の商品券発行事業について進捗の状況を報告させていただきます。この事業の内容につきましては、以前の委員会の中でお話をさせていただきましたので、今回、取扱店につきまして10月7日現在でございますが、517店舗ということで随時受付をしておりますので増えてきているところでございます。それから、この商品券の郵送につきましては、前回の委員会の中では発送が遅れるということで御報告をさせていただきました。最終的に郵便局のお話を聞く中で10月17日、来週の土曜日までに全世帯に配布が可能だろうということで報告を受けているところでございます。以上でございます。

高松秀樹委員長 今の報告について質問がある方はどうぞ。

山田伸幸副委員長 これはかなり幅がありますね。もう既に先ほどからここでも話題になっていたんですが、もう半分以上は行っているのかな。そうでないところと随分差があるんですけど、手間が掛かる理由は何なんでしょうか。

河口経済部長 手間の掛かる理由は、はっきり分かりませんが、地区ごとに配

っているわけではないと。業者から郵便局に全部の発送物が届きまして、郵便番号順には並べておられて、それをその地区の担当者が把握して取って行って配布をしていると。毎日毎日それを続けているということは聞いておりますが、地区でまとめて配布しているということではないということは聞いております。

山田伸幸副委員長 それと昨日聞いたんですけれど、市営住宅、県営住宅の場合、1軒1軒のポストではなくて、下の集合ポスト、鍵の掛かってないところに入れてあって、盗難の恐れがあるんじゃないかという心配の声を聞いているんですが、その辺はそれぞれの玄関ポストに入れるようなそういう指示はされてないんでしょうか。

河口経済部長 その件についての指示はしておりません。ポストに入れていただくような普通の郵便物と同じ扱いで行っていただいております。

高松秀樹委員長 恐らく今の質問は、金券で、そういう危険性があるんじゃないかという指摘を受けたと思うんで、更に質問があれば。

山田伸幸副委員長 正にそのとおりで金券なんですよ。集合ポストに行かれたら分かるんですけど、手が幾らでも入ります。ですから、今までだったら郵便局は必ず集合ポストでなくて、個別のポストに入れていたと思うんですけど、金券に対する考え方がちょっと緩いんじゃないかなというふうに思うんですが、まだそういう苦情とかいうのは担当課に上がってきてないんでしょうか。

河口経済部長 今、担当課では、そのような内容は聞いておりません。

高松秀樹委員長 このスマイルチケットについて、その他委員から質問はいいですか。

藤岡修美委員 商品券はいつ来るかって待たれている方も多いと思うんですが、このこと自体、広報等々でPRはされているんでしょうけど、全然知らない、特に高齢者の独り世帯とか、何それという感じの方もおられるんですけども、その辺りの取扱いを検討されていますか。

河口経済部長 高齢者の方がホームページを見るというのはなかなか難しいところかもしれませんが、広報でもお知らせする、それからホームページでも遅れるということも当然発表をさせていただいております。後は、今日もそうなんですけど、民生委員が民協の1区と山陽と2区が会議をされていますけど、その中で民生委員に高齢者のお宅を回っていただけるということでその辺のお願いを「来たかね」とか、「分からんことは聞いてくれ」とか、民生委員からお話をさせていただくような形を取っております。

吉永美子委員 うち早く来たんですけど、当時四百幾つかで、それよりかなりプラスになっていますよね。増やしていかれることはとてもいいことなんですけど、結局、この一覧にはそのお店は載りませんよね。だから私が行っているあの店は違うんだなって思う人も出てくる可能性はあるんですけど、きちんと締めてから発送というのは不可能だったのかなという気がしています。もう終わったことなので、じゃあどうしていくかっていうところでは周知っていうところはいつものとおりホームページや広報だっというお答えしかならんのでしょうかけれども、やっぱり、どうせやるからには、きちんとその店を完璧な形で出すのがベストだったんじゃないかなと思うんですが、なぜこうなったんですか。一応聞きます。

河口経済部長 当然この商品券を発行すると同時に、どの店で使えるかということで、当然同封して送っております。随時、希望される店もございしますので、当然それを追加していきたい。市民の皆さんの利便性を図りたいというのも当然ありますので、そういうような形を取っておりますの

で、一つには、今のぼりとポスターと、それからステッカーという形で、後から随時募集したところも当然その3点セットをお配りしております。その場所によっては貼りにくいかあると思いますけども、そのステッカーを見ていただくということで、今電話でお問合せがあるときに、ホームページもありますけれども、お年寄りにとっては旗とかステッカーがありますので、行きたいところをそれで確認していただければということでお伝えはしているところでございます。

吉永美子委員 増えているっていうこと自体はいいことだと思いますけれども、やはりできれば、せっかくの一覧ですので、何々時点での数ですとは書いてありますね。その点は考慮されているんだと思います。委員会なのでちょっと細かいことを聞きますけど、前に言われた、発送が遅くなったっていうのが、個人情報が見えるっていうことが、この紙かと思ったんですが、下のほうにペタンと貼ってありますよね、これくらいのが。これは経費が結局はプラスになったんですか。

河口経済部長 これにつきましては若干のプラスになっておりますが、相手方の責任といたしますか、その辺の気付きもなかったということですので、その辺は協議して金額を出しているところでございます。

高松秀樹委員長 今、吉永委員が言われた追加をされた店舗について今後、広報とかに記載するんですか。

河口経済部長 ホームページには記載していきます。ただ、広報には、当初からの取扱店を載せてない状況の中で、ホームページは当初から全部載せて上で追加、追加という形になっております。広報につきましては、全体であれだけのページ数がありますので載せることはできませんでしたので、その辺の取扱いも同等にしたいということで、ホームページのみの公表としております。

高松秀樹委員長　それともう一ついいですか。業者から郵便局に持ち込まれたってことですけど、それはいつどのような形、もちろん一括じゃないですよ。（発言する者あり）一括ですか。では、いつ一括で持ち込まれたか教えてください。

河口経済部長　郵便局には厚狭郵便局と小野田郵便局それぞれに束で荷物として置かれたのが9月28日と聞いております。着いたとの確認は取れております。それから仕分けして配り始められたということでございます。

高松秀樹委員長　9月28日に郵便局にもうあるわけですよ。（「そうです」と呼ぶ者あり）それで今の話は10月17日、最長10月17日まで掛かる。すごく掛かるんだね。郵便局のことなんで答弁できないとは思いますが、答弁があるならどうぞ。

河口経済部長　一応、郵便局とは、その辺で少しでも早くということでお話をさせていただきました。人の関係もあるかもしれませんが、できるだけ努力をして早めにするということはお聞きしておりますが、遅くとも17日になろうかということでお話を伺ったところでございます。

高松秀樹委員長　結構市民の間から、御存じのように、いやあの人来たけど、うちは来てないよとか、うちは来ないのとか、そういうのがあって、ある程度の多少の幅だったらそれはしょうがないですよって思ったんですけど。もう、一番最初に来た人は相当早く来ていると思うんですよ。一番最後が10月17日っていうと、相当日にちがあって、行政はきちんと9月28日に郵便局に持って行ったという話になるとですね。今、郵便局ってそうなんだなっていうふうにしか思えないんですけど。何となく釈然としない部分は、特に私も含めて議員の間ではあるんじゃないかなと思います。

山田伸幸副委員長　先ほど郵便局とのそういう話ということなんですけど、そ

これは厚狭郵便局、小野田郵便局双方がそういうふうに言っているんじゃないか。

河口経済部長 多分、発送件数の違いがあると思います。厚狭郵便局のほうは早く多分皆さんにお届けできているのではないかというふうに思いますが、小野田郵便局については数が多いということもありますので、最大17日というふうに小野田郵便局から聞いております。

吉永美子委員 少し前にあった特別定額給付金ときは、たしか早かったと思うんですけど、この差は何ですか。

河口経済部長 これは郵便局に、うちとしては早めに郵送をお願いしたいということしか言っておりませんので、あとは郵便局の扱いになろうかというふうに思います。

田尾総務課長 特別定額給付金に限りましては、直接郵便局と協議いたしまして、どうしても同時に早く配っていただかなくては困るというようなお話で協議いたしまして、先手先手を打ちまして総動員体制を取っていただいていたので、今回と同じというのは難しいと思います。

高松秀樹委員長 今回も先手先手を取ればよかった。

田尾総務課長 働く者の考え方でございますので、お願いはしますが、それ以上の無理は言えないということです。

山田伸幸副委員長 それと取扱店舗ですよ。これは何かポスターが貼られているかと思うんですけど、まだはっきりと目にしていなくて、その辺はどうなっていますか。

河口経済部長 先ほど申し上げましたように、取扱店舗にはのぼり旗とポスタ

一、それからステッカー、ステッカーは2種類ありますので両方を貼っておられるところと一つしか貼っておられないところがございます。私が見たところでは旗はもう当然見えるところに取扱店については出しておられる。それから、あるところではもうポスターは入り口のところに貼ってあるという確認をしているところはございます。

山田伸幸副委員長 それは取扱店舗全体にもう配布されているんですか。

河口経済部長 はい、そのとおりでございます、全部に。そして追加部分は、後々になりますけれども郵送しております。

長谷川知司委員 スマイルチケットの中に取扱店の一覧があります。これはたしか業種別に分けてあったと思うんですね。逆に、私たちあるいはお年寄りから見れば、校区ごとに分けることができなかつたのか。そういう発想がなかつたのかどうかお聞きします。

河口経済部長 校区別という意識を持っておりませんでした。やはり飲食店が初めに来ると。それから小売の関係という形で来ておりますが、両方で使えるところ、それから飲食店は両方のチケットが使えるんですけど、小規模事業者については、両方使えるところと使えないところが当然ありますので、それからサンパークはまとめてやるという形で、こちらとしてはそういうふうな業種別的なところで見ていただければというふうに思って整理をいたしました。

長谷川知司委員 私が感じたのは、スマイルチケットの配布はすごくいいんですが、本当に利用者、お年寄りのために思ってやっているかなど。配慮が足りんように思いました。やはり近所で使いたいという気持ちで作られたと思うんですね。そういう場合、今回のこの一覧リストは寂しい思いをしたっていうのを感想で申します。

吉永美子委員 のぼりを何箇所かで見っていますが、あれは観光協会のキャラクターですね。あれはどうやって観光協会のキャラクターにしたのかわかっていう、市のものにはならないでしょ。どういう考えになるんですか。

河口経済部長 今回のポスターにしろ、チケットのキャラクターにしろ、観光協会の一つ新たなものができましたので、それも広めていきたいというのでもございました。絵柄もきれいで、かっこいいというようなこともありましたので、今回はスマイルマークと一緒にチケットとして印刷をさせていただいたりしております。これは観光協会のものでございますが、そういうものも活用しながら、市に広めていきたいというところがございましたので、今回はそのようなことで決定させていただきました。

吉永美子委員 そうなると、著作権じゃない何って言うんですか、それは市がキャラクターについては自由に使えるということになるっていうことですね。

河口経済部長 キャラクターについては観光協会の了解を得た上で、今回も掲示をさせていただきましたので、©とか付いていると思いますが、そういう形で使っております。

田尾総務課長 もう1点報告事項があります。教育委員会から報告がございまして、小中学校の運動場と体育館は日曜日には開放していないものなんですけれども、今までスポーツ少年団とか使用するのに制限がございましたので、本年度に限り日曜日にも開放させていただくという報告がございました。

高松秀樹委員長 という教育委員会からの報告でございますけど、よろしいですか。それでは、ここで執行部の皆さんの退席をお願いします。換気のために7分休憩いたします。再開は2時35分に再開いたします。それでは暫時休憩いたします。

午後 2 時 2 8 分 休憩

午後 2 時 3 5 分 再開

高松秀樹委員長 それでは委員会を再開いたします。次に、要望書の作成についてということで先日、江田支部長からいろいろなお話を聞きまして、要望書を作りました。皆さんの御意見を基にして2点ありましたが、1点のみの要望ということで作っております。読み上げますので、あと御意見をください。新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急要望書（その4）です。令和2年9月29日に山口県飲食業生活同業組合小野田支部にヒアリングを行った結果、次の事項が必要と考えるので市長に対して要望してください。委員会から議長に対するものですので、こういう書き方です。新型コロナウイルスの感染拡大により全国に緊急事態宣言が出され、市内の飲食店は大きな打撃を受け、宣言の解除後、回復途上にあつた最中の8月下旬に市内の飲食店で県内初のクラスターが発生し、窮地に追い込まれました。市長におかれては、飲食店に対する利用者の信頼の確保と飲食店が事業継続できる環境づくりを推進するため、感染防止対策に取り組む飲食店を市民に広く紹介し、安心して利用できる飲食店であることを知らせる新型コロナウイルス感染防止対策取組宣言飲食店応援制度を創設されました。そして早速、当該制度認定第1号の店舗が誕生したことは誠に喜ばしい限りです。ただ、飲食店がこの応援制度に係る認定を受けるには、感染防止のための備品や消耗品の整備が必要です。ついては、飲食店の収益が著しく悪化している折、是非、当該経費に対する金銭的支援を求めます。こういう要望を取りまとめておりますが、ちょっと1か所脱字がありましたので、それを入れて今読みましたけど、こういう形でいかがでしょうか。いいですか。

長谷川知司委員 今度は臨時市議会が予定されておりますが、その中に、このことがもう対策済みであるかどうかだけは確認しておいていただきたい

と思います。

高松秀樹委員長 分かりました。ほか、この文書でいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）これで早速議長に提出いたしまして、議長からすぐ市長に要望を提出していただきたいと思います。はい。ほかはよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）はい。それでは以上をもちまして、新型コロナウイルス感染症対策特別委員会を終わります。お疲れ様でした。

午後 2 時 4 0 分 散会

令和 2 年（2020 年）10 月 9 日

新型コロナウイルス感染症対策特別委員長 高 松 秀 樹